

山口市耐震改修促進計画

平成 19 年 10 月 策定

平成 20 年 3 月 改定

平成 25 年 10 月 改定

平成 28 年 10 月 改定

平成 29 年 4 月 改定

令和 4 年 3 月 改定

目 次

はじめに

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況	
1 想定される地震の規模	2
2 人的被害の想定	2
3 建物被害の想定	3
(1) 建物被害	
(2) 焼失棟数	
第2 建築物の耐震化に係る目標	
1 建築物の耐震化の現状	4
(1) 住宅の耐震化の現状	
(2) 特定建築物の耐震化の現状	
2 建築物の耐震化の現状分析	7
(1) 耐震化率の推移と評価	
(2) 本市の特性	
(3) 耐震化が進まない要因	
3 建築物の耐震化の目標	9
4 公共施設の耐震化の現状・目標	12
(1) 市有施設における耐震化	
(2) 防災拠点施設における耐震化	
第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針	
1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務	14
(1) 市民・事業者（建物所有者）の役割	
(2) 市・県の役割	
2 実施する事業の方針	14
(1) 事業の考え方	
(2) 実施する事業	
3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	15
(1) 重点的に耐震化を図る地域	
(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路	
(3) 重点的に耐震化を図る建築物	
(4) より重点的に耐震化を図る建築物	
4 「命」を守るための多様な取り組みの推進	16
第4 建築物の耐震化を促進する施策	
1 施策を推進するための体制	17
2 安心して耐震化が行える環境整備	17
(1) 山口市建築物等耐震化促進事業	
(2) 自治会等との連携	
3 耐震化に関する啓発及び知識の普及	18
(1) 相談体制の整備	
(2) 情報提供の充実	
4 地震時の建築物の総合的な安全対策	20
(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策	
(2) 危険なブロック塀の対策	
(3) 屋根の耐風に関する対策	
(4) 地震に伴う宅地被害の軽減対策	
第5 指導・勧告又は命令等に関する事項	
1 所管行政庁との連携	21
第6 建築物の耐震化の推進に関する事項	
1 計画の推進体制	21
第7 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	
1 取組目的及び実施計画	21
(1) 緊急耐震重点区域の設定	
(2) 取組期間	
(3) 戸別訪問の実施	
(4) その他の普及啓発活動	

- (5) 関係団体との連携
- (6) 実績の公表

はじめに

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）第6条の規定に基づき、山県市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成19年度から27年度までの9年間の計画期間とする「山県市耐震改修促進計画」として平成19年10月に策定した。

平成28年1月に国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（案）が示され、引き続き耐震改修の促進を行う必要があることから、「山県市耐震改修促進計画」における第2期計画（平成28年度～令和2年度）として改定を行った。今回、地震災害等による新たな課題への対応などを踏まえ、第3期計画（令和3年度～令和7年度）として計画改定により、耐震改修の更なる促進を行うこととした。

山県市における地震防災については、災害対策基本法の規定に基づき作成されている「山県市地域防災計画」の「地震対策編」に基づき、その対策を進めており、予防効果による減災対策の一環として、「山県市耐震改修促進計画」は建築物の耐震化を推進するために必要な取り組みとして位置付けるものである。

また、平成27年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられた17の国際目標（SDGs※）に関して、岐阜県は「SDGs未来都市」に選定され、「岐阜県SDGs未来都市計画」を策定している。

本計画に位置付ける取組みは、「持続可能なまちづくり」に資するものであることから、SDGsのうち、特に目標11【住み続けられるまちづくりを】を目指した取組みを推進する。



※Sustainable Development Goals の略、2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残されない（no one will be left behind）」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むもの。

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

以下の被害想定は、平成23年度から24年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成29年度から30年度にかけて実施した「内陸直下地震に係る震度分析解析・被害想定調査結果」に基づくものである。

1 想定される地震の規模

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約100本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に1891年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード8.0）であり、県内だけでも5,000人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフの巨大地震の発生の危険性が高まっている。

表1-1のとおり県内において特に大きな被害をもたらすと見られる南海トラフの巨大地震及び主要な10の活断層による内陸直下型地震を想定される地震としている。

南海トラフの巨大地震については、山県市において、震度6弱の揺れとなり、液状化が発生する可能性が高いと予測している。

また、10の内陸直下型地震については、揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯地震で震度7の揺れが発生し、なかでも揖斐川－武儀川（濃尾）、養老－桑名－四日市断層帯地震においては液状化が発生する可能性が高いと予測している。

表1-1 想定される地震の規模（山県市）

想定地震 \ 地震の規模	最大震度	PL値（液状化指数）※
南海トラフの巨大地震	5.79（震度6弱）	28.26
揖斐川－武儀川（濃尾）	6.67（震度7）	32.35
長良川上流（北側震源）	6.10（震度6強）	9.95
長良川上流（南側震源）	5.73（震度6弱）	2.38
屏風山・恵那山及び猿投山	5.21（震度5強）	0
阿寺断層系地震（北側震源）	5.39（震度5強）	0.34
阿寺断層系地震（南側震源）	5.47（震度5強）	0.31
跡津川断層地震	5.52（震度6弱）	5.01
養老－桑名－四日市断層帯地震	6.11（震度6強）	18.32
高山・大原断層帯地震（北側震源）	5.43（震度5強）	0.91
高山・大原断層帯地震（南側震源）	5.05（震度5強）	0

※PL値（液状化指数） PL値>15：液状化の可能性が高い 5<PL値≤15：液状化の可能性はある

2 人的被害の想定

想定地震における被害想定は、表1-2のとおりである。地震発生時間を冬の午前5時（多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。）と、冬の午後6時（住宅等で火器使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）及び夏の正午（オフィスや繁華街等に多数の滞留者があり、自宅以外で被災するケースが多い。）を想定しているが、ここでは最も人的被害の大きい冬の午前5時を記載する。

表 1-2 想定される人的被害（山口市）

（単位：人）

想定地震	死者数	重傷者数	負傷者数	要救出者数※	避難者数
南海トラフの巨大地震	7	12	231	19	2,358
揖斐川－武儀川（濃尾）	314	577	1,714	891	10,760
長良川上流（北側震源）	35	64	553	98	2,620
長良川上流（南側震源）	2	4	113	6	411
屏風山・恵那山及び猿投山	0	0	24	0	81
阿寺断層系地震（北側震源）	0	0	35	0	123
阿寺断層系地震（南側震源）	1	1	68	2	236
跡津川断層地震	2	4	134	6	580
養老－桑名－四日市断層帯地震	32	58	565	91	2,924
高山・大原断層帯地震（北側震源）	1	1	63	2	220
高山・大原断層帯地震（南側震源）	0	0	1	0	4

※要救出者数：倒壊した建物内に閉じ込められる人数

3 建物被害の想定

想定地震における被害想定は、建物被害は表 1-3 のとおりである。焼失棟数については、最も建物被害の大きい冬の午後 6 時（住宅等で火器使用が最も多い時間帯）を記載する。

（1）建物被害

建物被害については、南海トラフの巨大地震、揖斐川－武儀川（濃尾）、長良川上流（北側震源）、養老－桑名－四日市断層帯地震において多くの建物被害があり、これらは、地震動の継続時間が長いことから、液状化によるものと予測される。

また、震度 6 以上が予想される南海トラフの巨大地震、揖斐川－武儀川（濃尾）、長良川上流、跡津川断層地震、養老－桑名－四日市断層帯地震では揺れによるものと予測される。

（2）焼失棟数

焼失棟数については、揖斐川－武儀川（濃尾）地震が最も多いと予測されているが、全壊または半壊棟数を考慮すると他の想定地震についても注意が必要である。

表 1-3 想定される建物被害（山口市）

（単位：棟）

想定地震 \ 建物被害	建物被害（棟数）		焼失棟数
	全壊	半壊	
南海トラフの巨大地震	726	1,961	1
揖斐川－武儀川（濃尾）	6,123	4,899	103
長良川上流（北側震源）	783	2,618	8
長良川上流（南側震源）	41	566	2
屏風山・恵那山及び猿投山	0	127	1
阿寺断層系地震（北側震源）	3	188	1
阿寺断層系地震（南側震源）	12	317	0
跡津川断層地震	78	676	0
養老－桑名－四日市断層帯地震	773	2,650	4
高山・大原断層帯地震（北側震源）	12	296	0
高山・大原断層帯地震（南側震源）	0	6	0

第2 建築物の耐震化に係る目標

1 建築物の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され新耐震設計法が導入されたことから、これ以降に着工された建築物を「新基準建築物」、これより前に着工された建築物を「旧基準建築物」という。

「建築物の耐震化」とは、建築物の地震に対する安全性を確保することであり、「耐震化されている建築物」とは、新基準建築物、旧基準建築物のうち、耐震診断結果により耐震性を満たす建築物（以下「耐震性を満たしている建築物」という。）又は耐震改修した建築物（以下「耐震化した建築物」という。）という。

この「耐震化されている建築物」の「建築物の全数」に対する割合を「耐震化率」という。

「耐震性が不十分な建築物」とは旧基準建築物のうち、耐震診断を行っていないもの、耐震診断の結果耐震性が不十分であり、耐震改修が行われていないもののいずれかに該当するものをいう。

(1) 住宅の耐震化の現状

市内の建築年代別住宅数は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると表2-1のとおりである。

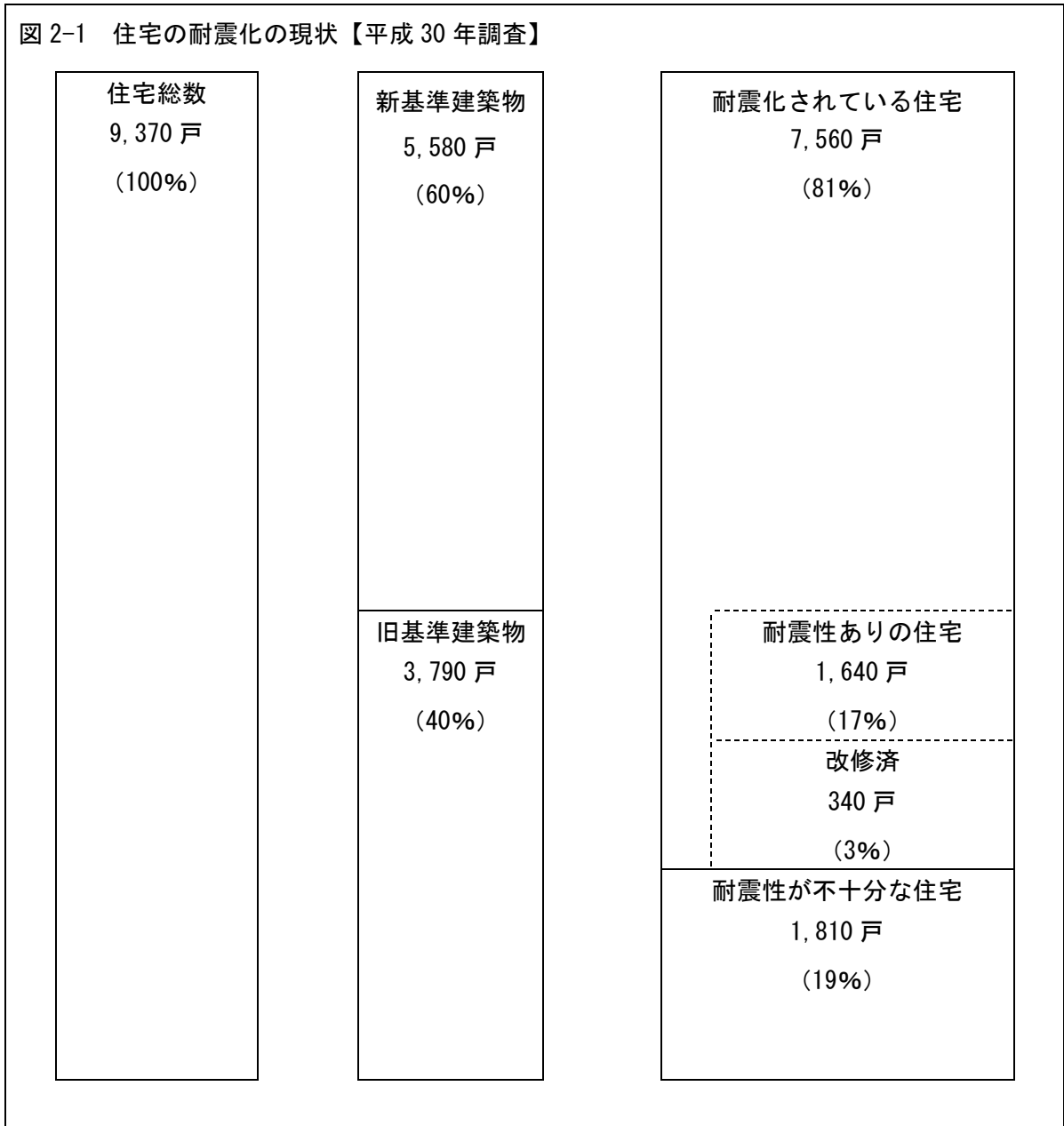
表2-1 建築年代別住宅数（山口市）

（単位：戸）

年代別住宅数		H10年調査		H15年調査		H20年調査		H25年調査		H30年調査	
		戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)
旧基準	昭和35年以前	1,860	21	1,580	18	1,100	12	1,100	11	1,930	20
	昭和36年～45年	1,030	12	880	10	1,060	12	1,000	10		
	昭和46年～55年	1,920	22	1,540	17	1,940	21	1,990	21	1,650	18
	不詳							50	1	210	2
	計	4,810	55	4,000	45	4,100	45	4,140	43	3,790	40
新基準	昭和56年～60年	970	11	960	11	1,500	16	1,770	18	1,280	14
	昭和61年～平成2年	860	10	860	10						
	平成3年～7年	1,310	15	1,290	14	950	10	1,080	11	1,070	12
	平成8年～12年	700	8	1,230	14	1,080	12	830	9	890	10
	平成13年～17年	—	—	460	5	1,020	11	790	8	560	6
	平成18年～22年					340	4	460	5	560	6
	平成23年～27年							540	5	680	7
	平成28年～30年9月									230	2
	不詳	90	1	60	1	210	2	60	1	310	3
計	3,930	45	4,860	55	5,100	55	5,530	57	5,580	60	
合計	8,740	100	8,860	100	9,200	100	9,670	100	9,370	100	
耐震改修を行った住宅（累計）		未調査		90	1	170	2	230	2	340	4

※不詳件数については、旧基準と新基準とで按分した件数で計上する。

山縣市における住宅の耐震化率の現状については、平成 30 年住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修を行った住宅」は推計約 340 戸（4%）、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震性ありの住宅」は推計約 1,640 戸（17%）であることから、市内の住宅総数約 9,370 戸のうち新基準建築物の住宅 5,580 戸をあわせた、約 7,560 戸（約 81%）が「耐震化されている住宅」と推計できる。



(2) 特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を「特定建築物」と定め、その用途・規模の要件は、表 2-2 のとおりである。そのうち学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の 1 号特定建築物（以下、「多数の者が利用する建築物」という。）の耐震化の現状は、建物所有者に対して実施したアンケート等の実態調査によると表 2-3 のとおりである。

表 2-2 特定建築物一覧

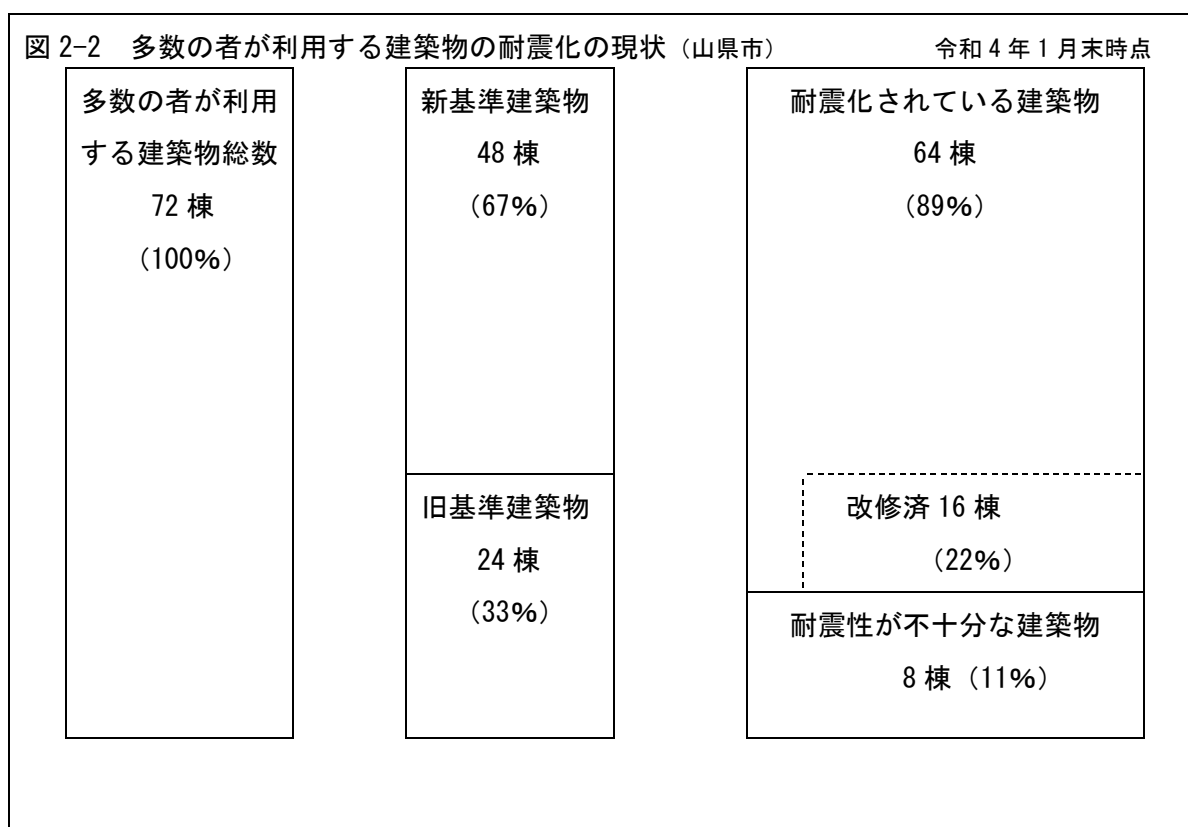
号	NO	用 途	特定建築物の規模要件
1号	1	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
		上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上
	3	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	4	病院、診療所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	6	集会場、公会堂	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	7	展示場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	8	卸売市場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	10	ホテル、旅館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	12	事務所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
	15	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	17	遊技場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	18	公衆浴場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
2号	一	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第 7 条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	一	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路に接する建築物	全ての建築物

表 2-3 特定建築物の耐震化の現状（山口市）

令和 4 年 1 月末時点（単位：棟）

耐震化の現状		全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震改修 実施 済み D	耐震性を 満たす E	耐震化さ れている 建築物 B+D+E =F	耐震化率 (%) G=F/A
1 号	多数の者が利用する建築物（庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設、劇場、集会場、店舗、ホテル賃貸住宅、事務所、工場等）	72	48	24	16	0	64	89

多数の者が利用する建築物については「新基準建築物」が 48 棟（67%）、「旧基準建築物」24 棟（33%）のうち、「耐震改修実施済みのもの」が 16 棟（22%）、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が 0 棟（0%）であることから、「耐震化されている建築物」は 64 棟となり、市内の多数の者が利用する建築物総数 72 棟のうち 89%が耐震化されていると推計できる。



2 建築物の耐震化の現状分析

(1) 耐震化率の推移と評価

第 1 期計画策定以降、本市の耐震化率は表 2-4 のとおり推移しているが、第 2 期計画で掲げた目標「住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%」に至っていない。

しかし、確実に耐震化は進んでいることから、今後においても補助制度や啓発などの施策の推進を図っていくものとする。

表 2-4 耐震化率の推移（山口市）

住 宅	約 63% (H17)	約 74% (H25)	約 81% (H30)
多数の者が利用する建築物	約 59% (H18)	約 82% (H25)	約 89% (H30)

（２）本市の特性

国土交通省が発表した平成 30 年時点の全国の住宅耐震化率は 87%で、本市はそれを下回る結果となっている。その要因として、本市の住宅事情もそのひとつとして起因していると考えられる。

- ・戸建て住宅の割合が高く、共同住宅の割合が低い。

	全国	岐阜県	本市
戸建て住宅	53.6%	74.4%	93.3%
共同住宅	46.4%	25.6%	6.7%

- ・旧基準の木造住宅の割合が高い。

	全国	岐阜県	本市
住宅全体に対する旧基準木造住宅の割合	16.0%	23.9%	35.6%

結果、耐震化を推進すべき戸建て木造住宅の割合が全国に比べて多い。

（３）耐震化が進まない要因

令和 2 年 10 月に県及び市町村などにより組織される「岐阜県建築物地震対策推進協議会」において、耐震化の現状について意見募集が行われた。その中で「耐震化が進まない要因」について、各市町村からは、表 2-5 のような要因が挙げられている。

表 2-5 耐震化が進まない要因

（令和 2 年 10 月）

主な要因	主な意見
経済的負担 (23/42 市町村が言及)	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者側の経済事業 ・改修工事費が高い
高齢者世帯のみの増加 (13/42 市町村が言及)	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的負担 ・跡継ぎがない
【類似】家族構成の変化 (8/42 市町村が言及)	
防災意識の希薄 (10/42 市町村が言及)	<ul style="list-style-type: none"> ・地震災害への危機感の薄れ ・耐震化の必要性を感じない

これらの課題に対しては、これまでも啓発や補助制度などで対応してきたが、今後は狭まりつつある対象のニーズ把握を行いながら、よりの確に促進するための施策が必要となってくる。

3 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した兵庫県南部地震では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成16年の新潟県中越地震においても人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。

市民の安全、安心を確保し、地震被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を、計画的かつ効果的に推進していく。

これまでの山県市の取り組み

- ・建築物の耐震改修の促進のため、平成16年度から木造住宅耐震に関する無料相談会を実施している。
- ・特に過去の地震において被害が多かった、いわゆる旧基準の木造住宅耐震診断（平成15年度より）及び耐震補強に対する補助制度（平成16年度より）を実施している。
- ・市有施設について、施設所有者として「市民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、耐震診断を実施している。今後は計画的かつ早期に耐震補強を実施するよう取り組んでいる。
- ・旧基準の木造住宅以外の建築物を対象とした耐震診断及び耐震補強工事に対する補助制度（平成25年度より）を実施している。
- ・特定建築物等における除却に対する補助制度（令和3年度より）を追加した。

岐阜県耐震改修促進計画

建築物の耐震化の目標

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの岐阜県強靱化計画の取り組み、国の基本計画を踏まえ、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を令和7年度までに95%にすることを目標とする。

国の基本方針（抜粋）

平成18年1月26日国土交通省告示第184号

最終改正 令和3年12月21日国土交通省告示第1537号

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下型地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画における目標を踏まえ、令和12年までに耐震性が不十分な住宅を、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の現状、これまでの市の取り組み、県の強靱化計画や国の動向を踏まえ、以下を目標とする。

<第3期計画における目標>

令和7年 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%

耐震化率95%を達成するため、平成30年から令和7年までの間に、住宅については約1,342戸、多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）については約5棟の耐震化が必要である。耐震化の重要性・必要性につての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

なお、目標の達成状況等については、5年ごとに行われる住宅・土地統計調査にあわせて見直しを行う。

図 2-3 耐震化の目標の考え方

		現状 耐震化率	目 標	目標 耐震化率
国	住宅	87% (H30)	南海トラフ地震防災対策 推進基本計画、首都直下 地震緊急対策推進基本計 画及び住生活基本計画に よる目標を踏まえ設定	95%
	多数 利用 の建 築物	89% (H30)		95%
県	住宅	83% (H30)	国の基本方針及び岐阜県 強靱化計画を踏まえ設定	95%
	多数 利用 の建 築物	88% (R2)		95%
市	住宅	81% (H30)	国の基本方針及び岐阜県 耐震改修促進計画を踏ま え設定	95%
	多数 利用 の建 築物	89% (R4.1)		95%

図 2-4 住宅の耐震化の目標（令和 7 年度）

※新築、除却を勘案し、増減なしと仮定して算出

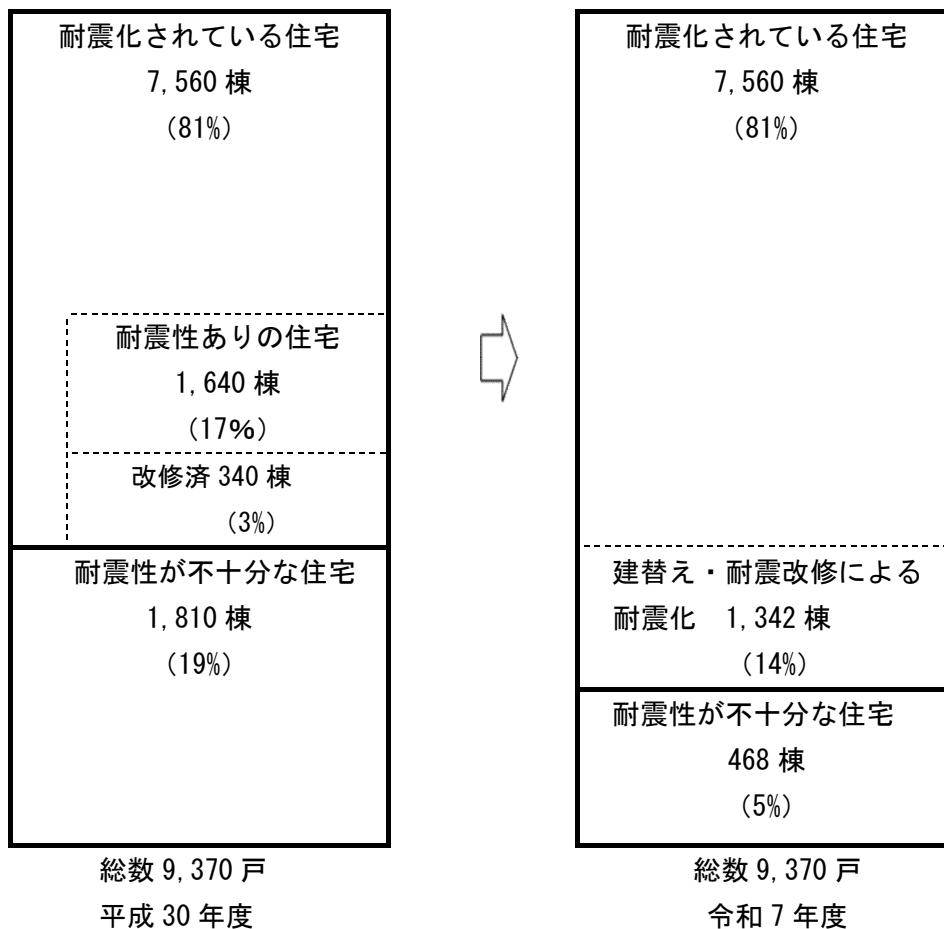
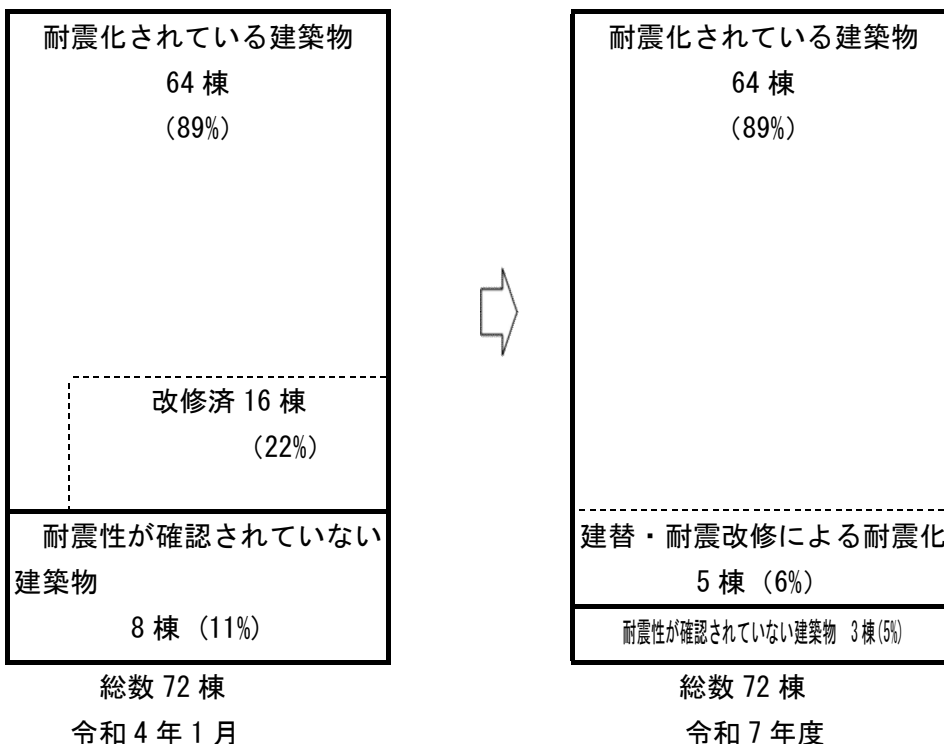


図 2-5 多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）の耐震化の目標（令和 7 年度）

※新築、除却を勘案し、増減なしと仮定して算出



4 公共施設の耐震化の現状・目標

災害時に庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動の拠点、警察は応急活動拠点、学校は避難収容拠点となるなど、多くの公共施設は被災後の応急対策活動の拠点として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能の確保に繋がり、大変重要である。

また、東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所について、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となり、震災への対応能力が喪失したケースもあることから、これらの施設については、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

このため、公共施設・防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や地震発生確率を踏まえた倒壊危険度を考慮した優先順位の見直しを行うとともに、避難所にあつては、地域での避難所の耐震化状況を考慮した優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めることとする。

(1) 市有施設における耐震化

ア 耐震化の現状

市有施設における特定建築物（以下「市有特定建築物」という。）の耐震化の現状は、令和4年1月末時点、表2-6のとおりである。

表2-6 市有特定建築物の耐震化の現状（山口市）

令和4年1月末時点（単位：棟）

耐震化の現状	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震化された建築物 B+D+E =F		耐震化率 (%) G=F/A
				耐震改修 実施 済み D	耐震性を 満たす E	
山口市有 特定建築物の種類						
防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)	35	25	10	8	0	33
不特定多数の者が利用する建築物 (集会場、宿泊施設、博物館等)	4	1	3	2	0	3
特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所等)	4	2	2	0	0	2
計	43	28	15	10	0	38

市有特定建築物については、「新基準建築物」が28棟（65%）、「旧基準建築物」15棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が10棟（23%）、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が0棟（0%）であることから、「耐震化されている建築物」は38棟となり、山口市有特定建築物総数43棟のうち88%が耐震化されている。

なお、耐震診断の必要な旧基準建築物15棟については、平成20年度末に耐震診断を全て完了している。

イ 耐震診断結果の公表

市有特定建築物については、施設を利用する市民に対して耐震性の周知を行う必要があるため、山口市公共施設等総合管理計画を踏まえて、耐震診断結果の公表に取り組む。

ウ 耐震化の目標

市有特定建築物については、耐促法により特定建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「市民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、防災上重要な建築物、不特定多数が利用する建築物について早期に実施する必要がある。今後も建築物の耐震性能、用途別の重要度など考慮の上、財政事情を勘案し耐震化を推進していく。

(2) 防災拠点施設における耐震化

病院などの防災拠点施設となる建築物、集会場等の不特定多数が利用する建築物の所有者は、耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「施設利用者の生命（安全）」を守る責務がある。要安全確認記載建築物として指定された市有特定建築物は、美山支所が該当することから、建築物の耐震化の早期完了を目指す。

また、民間の防災拠点施設・避難所についても所有者による耐震性の早期確保に努めるよう促す。

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

これまで、市では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、市民、事業者、市及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「自らの地域は自ら守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

市民、事業者、市及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

(1) 市民・事業者（建物所有者）の役割

- ・市民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。
- ・市民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定を受けているもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

(2) 市・県の役割

- ・市は国の基本計画や県の計画の内容を勘案し、耐震改修計画を定める。
- ・市及び県は、連携して、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。特に市は、普及啓発重点地区の設定や地域特性に応じた過去の災害情報の提供など、地域の実情に応じた有効的な普及啓発に努める。
- ・市及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- ・所管行政庁^{*}である県は、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。
- ・市及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。

^{*}所管行政庁とは耐促法第2条に定める建築主事を置く市町村の長をいい、その他の市町村については都道府県知事をいう。

2 実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

(2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための支援策として、建築物が個人財産であることや市の

財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

(1) 重点的に耐震化を図る地域

県内では、南海トラフの巨大地震又は内陸直下地震により多くの被害が想定されていること、さらに想定される地震の他にも県内には活断層が無数に存在すると考えられていることから、山県市内全域を重点的に耐震化を図る地域とする。

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路

大規模地震時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連絡する道路として、岐阜県地域防災計画において緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）を図っている。

このため、耐促法第5条第3項第3号に基づき「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として、岐阜県地域防災計画に定められた第1次から3次までの緊急輸送道路が指定されている。

(3) 重点的に耐震化を図る建築物

1号特定建築物については多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、全ての特定建築物、及び過去の地震における被害状況等を踏まえ、既存耐震不適格建築物のうち、木造住宅については、その耐震性について得に問題があると考えられることから「重点的に耐震化を図る建築物」とする。


また、上記に該当しない市有建築物についても、市民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

(4) より重点的に耐震化を図る建築物

地震発生時において、人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮し、法附則第3条の要緊急安全確認大規模建築物及び法第7条の要安全確認計画記載建築物を「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

図 3-1 重点的に取組む対象建築物と施策の方向性

対象（3 重点的に耐震化を図る地域・建築物の考え方より）		施策（方向性）	
区分	対象建築物	対象	啓発
耐震化を図る建築物	・ 全ての耐震性のない建築物※1	広く市民向け	診断に重点
重点的に耐震化を図る建築物	・ 多数の者が利用する建築物等※2 ・ 木造住宅 ・ 市有建築物	診断実施済の所有者向けに重点	改修に重点
より重点的に耐震化を図る建築物	・ 一定規模以上で多数の者が利用する建築物※3 ・ 防災拠点建築物※4 ・ 緊急輸送道路沿道建築物※4	全所有者向け	改修



より重点化

※1 全ての既存耐震不適格建築物

※2 1号～3号特定建築物のうち、既存耐震不適格建築物であるもの。（特定既存耐震不適格建築物）

※3 要緊急安全確認大規模建築物

※4 要安全確認計画記載建築物

4 「命」を守るための多様な取組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて希に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

しかしながら旧基準木造住宅所有者の中には、その家族構成や生活形態あるいは経済的理由など、様々な理由により耐震化を実施できない者もあり、これらの所有者に対しては、住宅の損傷防止だけでなく人命を守るという視点から、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保されるといった簡易補強を推進することも重要である。

また、市民の多様な価値観やライフスタイルなどに対応し、市民の命を守る視点から、簡易補強以外の建築物に関する新たな防災手法についても検討が必要である。

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 施策を推進するための体制

県、市町村、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」にて耐震化への取り組みの情報交換や連携を図り、今後も県内の耐震化施策を推進するために同協議会を活用し、全県下一丸となって建築物の耐震化に取り組む。

2 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

(1) 山県市建築物等耐震化促進事業

ア 山県市建築物等耐震化促進事業の概要

旧基準建築物の木造住宅において、耐震診断に対する補助を平成15年度から、耐震補強工事に対する補助を平成16年度から県と協働で実施している。平成25年度からは、全ての旧基準建築物における耐震診断に対する補助及び特定建築物や分譲マンションにおける耐震補強工事に対する補助を県と協働で実施している。令和3年度からは、特定建築物における除却に対する補助を県と協働で実施している。

イ 山県市建築物等耐震化促進事業の実施状況

これまでの事業の実績は表4-1のとおりである。

表4-1 耐震化に係る補助の状況（山県市） 令和5年3月末時点（単位：件・棟）

補助事業の種類	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H
	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
木造住宅耐震診断事業	7	10	21	14	4	28	12	24	19	37	8	12
木造住宅耐震補強工事事業	—※1	0	5	0	0	2	0	2	3	2	3	1
建築物耐震診断事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
特定建築物等耐震補強事業 (除却含む)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0

補助事業の種類	H	H	H	H	R	R	R	R	R	計
	27	28	29	30	1	2	3	4	5	
木造住宅耐震診断事業	6	8	6	5	3	5	3	6	13	251
木造住宅耐震補強工事費補助	1	2	1	3	0	0	0	0	0	25
建築物耐震診断事業	1	0	1	1	0	0	0	0	2	5
特定建築物等耐震補強事業 (除却含む)	0	0	0	0	0	2	4	0	0	6

※1 「—」は事業を未実施

ウ 市民要望に対する的確な対応

東日本大震災以降、市民の地震対策への関心は高まっているが、更なる継続した啓発活動を

行うと共に、耐震診断や耐震補強などの耐震化に係る経済的負担を軽減するための補助金についても、市民の要望に対して不足とならないよう的確な対応に努める。

エ 補助事業の活用促進を図るための取り組み

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ、耐震化の一層の促進に資するよう、耐震化の進捗状況、所有者・地域の特性、県・市の財政状況などを総合的に勘案して、必要に応じ制度の見直しを行う。

(2) 自治会等との連携

地震防災対策では、「自らの地域は自ら守る」という共助の考え方が重要である。自治会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検、液状化を含む過去の地震被害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等幅広い取り組みが必要である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、市はこのような地域の取り組み等を支援する施策を講じる。

3 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

(1) 相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う窓口において閲覧できることとしており、さらに、相談士の制度について無料相談会等で周知を図っている。

イ 建築相談窓口

市民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、「建築相談窓口」を設置し、地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、市民からの相談に応じていく。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談窓口として市民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、市民の相談に積極的に応じていく。

ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

市等が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、県からの専門家の派遣により、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

エ 一貫したサポート体制の構築

耐震診断から工事までの一貫したサポート体制の構築等による住宅耐震化を推進する。

(2) 情報提供の充実

ア パンフレットの作成・配布

市は、市民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について市民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新や、バリアフリーリフォーム（高齢者向け住宅改修）等の機会を捉え

て耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

イ 各種広報媒体を活用した周知

新聞広告やテレビCM、インターネット等を活用し、広く市民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。

市広報、自治会回覧板を活用した普及・啓発を実施する。

ウ 説明会の開催

自治会単位等で説明会、講習会を開催し、県へ講師の派遣を依頼するなど、耐震化に係る情報提供を行う。

エ 耐震啓発ローラー作戦の実施

木造住宅の耐震診断費用の無料化（平成20年度から）、補強工事への支援の要件緩和等、より活用しやすい補助制度とするための見直しを行ったが耐震化促進事業の活用実績は十分とはいえない。

このため、主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に、木造住宅の耐震化促進に資するよう、戸別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細やかな普及啓発を行う。

オ 普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予測されている南海トラフの巨大地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。

このため、市においては旧基準建築物の密集地や被災時に孤立する可能性のある集落、緊急輸送道路沿道、地震発生確率や地盤特性など地域の特性を考慮した普及啓発重点地区の選定を行う。

カ 防災教育との連携

住宅所有者のみならず、児童・生徒を対象に耐震講座を開催するなど、若い世代に対しても住宅耐震の啓発を行うことにより、耐震化への理解を広げるため、教育部局との連携を図りながら防災教育を行っていく。

キ 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、市民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効であり、平成19年度に市において作成し、公表済みである。

ク 建築物の地震に対する安全性の認定

旧基準木造住宅のうち耐震改修を行った住宅について、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できることから、耐震改修済みである旨の表示制度の普及を図り、法第22条の規定に基づく建築物の地震に対する安全性の認定を取得した場合、認定を受けている旨の表示を付することができることとされており、建築物の所有者や利用者等の理解が得られるよう留意しつつ、表示制度の普及を図る。

また、公共建築物について建築物の地震に対する安全性に係る認定及び当該認定を受けている旨の表示に係る制度を積極的に活用する。

ケ 診断義務付け建築物（要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物）への啓発強化

診断報告のあった建築物で、耐震性が不十分であることが判明した建築物の所有者に対し、県と共に個別に働きかけを行い、耐震化を促す。

コ 診断実施済み建築物等の所有者への啓発強化

これまで補助制度を活用して診断を実施した建築物等で、耐震性が不十分であることが判明し

た建築物の所有者に対し個別に働きかけを行い、耐震化を促す。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エスカレーターへの脱落防止対策、給湯設備や家具の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の必要性が指摘されている。このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策と共に電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、施設所有者に対し普及啓発を行う。

(2) 危険なブロック塀等の対策

平成30年6月に大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊によって人身被害が発生し、ブロック塀等に対する安全対策の必要性が指摘されている。

市では、人命を守るため、小中学校の通学路と児童生徒の自宅から通学集合場所へ至る道路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等について、施設所有者に対し除却へ向け安全対策を推進する。

(3) 屋根の耐風に関する対策

令和元年台風第15号では、関東地方において暴風が発生し、約7万6千戸の住宅の屋根が被害を受けた。このことを受け、建築基準法の告示基準の改正が行われ、瓦屋根の緊結方法の強化がなされた。

市では、強風対策として未然に人命及び財産を守るため、市内全域を区域とし、施設所有者に対し、瓦屋根の強化安全対策を推進する。

(4) 地震に伴う宅地被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れや大規模盛土造成地の滑動崩落等による建築物の被害の軽減を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び宅地耐震化推進事業の活用を促進し、宅地の安全対策を推進する。

東日本大震災では、地盤の液状化や造成地の盛土部分における地滑りなど、宅地の被害が広範囲に発生し、損傷は軽微でも使用できなくなった建築物が多くあったことから、県内全域について大規模盛土造成地の調査（一次スクリーニング）が行われ、その結果について県HPで公表されている。今後は対象地域について箇所別の危険性の確認（二次スクリーニング）の実施に向け検討を行う。

液状化現象が引き起こす宅地被害については、国レベルでの技術検討を注視しつつ、当面は発生予測データである「液状化危険度調査^(注)」の活用や、過去の液状化の被害に関する地域での伝承など、きめ細やかな周知と教育に取り組むこととする。

また、がけ近接地、液状化の恐れのある地域や盛土造成地等における宅地被害への備えとして、擁壁や法面、敷地排水施設の点検、生活物資の備蓄、宅地防災工事の実施などの事前対策の周知を行う。

(注) 液状化危険度調査とは

・岐阜県では、南海トラフの巨大地震等の被害想定調査を実施し、揺れによる被害のほか、液状化危険度調査も実施し、県内すべての地域の地盤データに基づき液状化危険度（PL値）を公表している。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁と十分協議を行い、効果的な指導を行っていく必要がある。そのため、所管行政庁である県と十分連絡調整を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。

第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

1 計画の推進体制

県、市町村、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換や実施施策の検討などで連携を図り、建築物の耐震化に取り組む。

第7 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1 取組目的及び実施計画

緊急的に住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に住宅耐震化に対する理解を更に深めてもらう必要から、重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行うため山県市耐震改修促進計画にアクションプログラムを位置付けて取り組む。

(1) 緊急耐震重点区域の設定及び対象住宅

緊急耐震重点区域は、市内全域、対象は昭和56年5月末日以前に着工された住宅とする。

(2) 取組期間

本プログラムの取組期間は、平成29年度から令和7年度までとする。

(3) 戸別訪問の実施

戸別訪問は次の通り行う。

- ・リーフレット等を用い耐震化の必要性・補助制度を普及・啓発する。
- ・不在の場合は、資料をポスティングする。
- ・訪問結果（訪問日、訪問者、説明内容等）を記録・整理する。

(4) その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、次の啓発活動も引き続き実施していく。

- ・住宅耐震啓発パンフの配布。
- ・住宅耐震化相談会。
- ・市広報紙による周知。

(5) 関係団体との連携

戸別訪問及びその他の普及啓発活動において、岐阜県及び岐阜県建築士事務所協会や、その他の関係団体と連携して活動に取り組む。

(6) 実績の公表

当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数を取りまとめ、ホームページにて公表する。